

兵庫大学短期大学部履修規程

平成 9 年 4 月 1 日制定
兵大短程第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 26 条に基づき、試験及び学修の評価等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第 2 条 本学における授業科目は、学則 20 条に規定するものとする。

(必修科目、選択科目)

第 3 条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目 ... 必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目 ... 指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(単位の計算方法)

第 3 条の 2 授業科目の単位の計算方法は、学則第 23 条に規定するところによる。ただし、1 単位の授業時間が演習 30 時間、実技・実験及び実習 45 時間以外の授業科目については別表 1 のとおりとする。

(履修登録)

第 4 条 学生は履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。

2 学生が履修登録できる年間単位数及び一の学期に登録することができる単位数は次のとおりとする。

学 科	単位数 (年間)	学期の上限
保育科第一部	60 単位	32 単位
保育科第三部	40 単位	23 単位

3 前項の履修登録単位数には、次の科目の単位数は含まない。

- (1) 学外実習関連科目
- (2) 再履修科目
- (3) 他学科教育科目

4 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。

5 各学期において、履修登録者数が 5 人以下の授業科目は、原則として不開講とする。

6 前項の不開講とする科目には、次の科目は対象としない。

- (1) 必修科目
- (2) 資格・免許に関する科目
- (3) 再履修者のみを対象としている科目

7 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(進級要件)

第 5 条 保育科第一部については、2 年次に進級するためには、1 年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。

- (1) 25 単位以上修得し、かつ第 8 条に定める成績評価値 (GPA) が 2.0 以上
- (2) 31 単位以上修得

2 保育科第三部については、3 年次に進級するためには、2 年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。

- (1) 34 単位以上修得し、かつ第 8 条に定める成績評価値 (GPA) が 2.0 以上

(2) 42 単位以上修得

(成績評価を受ける資格)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の授業科目について成績評価を受けることができない。

- (1) 成績評価を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目
- (2) 各学期において定められた期日までに授業料等の学納金を完納していないときその学期の全授業科目
- (3) 授業の出席回数が、当該授業科目の定められた授業実施回数の三分の二に満たないときその授業科目。ただし、実習関係科目については別に定める。

(成績評価)

第 7 条 成績評価は、その授業科目の授業時間中に随時行う考査等をもって行うこととする。

2 考査は、筆答、論文、実技等の方法で行う。

3 成績評価は、100 点満点の点数で行う。

4 成績通知は、点数とともに、次の基準による評価をもって行う。

- (1) 秀 90 点～100 点
- (2) 優 80 点～89 点
- (3) 良 70 点～79 点
- (4) 可 60 点～69 点
- (5) 不可 60 点未満

5 「可」以上の成績をもって合格とする。

6 その他成績評価について必要なことは、別に定める。

(GPA)

第 8 条 各学期毎に、GPA を表示し、以下の計算式によって算出する。

$$\text{GPA} = \frac{[(\text{授業科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

(少数点第 3 位以下切り捨て)

2 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
不可	0.0

(単位の授与)

第 9 条 授業科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

(再考査)

第 10 条 学生は、不合格になった科目について再考査を受けることができる。ただし、各学期に再考査が受けられる科目数の上限は、3 科目とする。

2 再考査を希望するものは、あらかじめ指定期日までにその旨を教務課へ届けなければならない。

- 3 再考査は、一回のみ行う。
- 4 再考査を経た後の成績評価は、69 点を超えないものとする。
- 5 その他再考査について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第 11 条 授業時間中の考査、また、再考査を受けているときに、不正行為を行った者に対しては、教室等からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の単位を認定しない。

- 2 その他不正行為について必要なことは、別に定める。

(再履修)

第 12 条 学生は、不合格となった授業科目の単位を修得するために、その科目を再履修することができる。

- 2 「可」以上の成績評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(卒業の資格)

第 13 条 所定の期間在学し、別表 2 に定める 62 単位以上を修得した者について、卒業を認定する。

- 2 前項に定める要件を満たし卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、兵庫大学短期大学部学位規程の定める短期大学士の学位を授与する。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 5 項及び第 6 項の規定については、令和元（2019）年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条の 2 関係）

学科	授業形態	1 単位の授業時間数	授業科目
保育科第一部	演習	15 時間	日本語（読解と表現） 英語 コンピュータ演習 コンピュータ応用演習 臨床心理学 保育内容・健康 保育内容・人間関係 保育内容・環境 保育内容・言葉 保育内容・表現 保育・教職実践演習（幼稚園）
	実技	30 時間	健康・スポーツ科学Ⅱ（実技） 健康・スポーツ科学Ⅲ（実技）
	実習	40 時間	教育実習 保育実習Ⅰ 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ

学科	授業形態	1 単位の授業時間数	授業科目
保育科第三部	演習	15 時間	日本語（読解と表現） 英語 コンピュータ演習 コンピュータ応用演習 臨床心理学 保育内容・健康 保育内容・人間関係 保育内容・環境 保育内容・言葉 保育内容・表現 保育・教職実践演習（幼稚園）
	実技	30 時間	健康・スポーツ科学Ⅱ（実技） 健康・スポーツ科学Ⅲ（実技）
	実習	40 時間	教育実習 保育実習Ⅰ 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ

別表 2（第 13 条関係）

保育科第一部及び保育科第三部

科 目 区 分	卒業必要単位数
共通教育科目	6 単位以上
学科教育科目	48 単位以上
その他上記科目区分のいずれかから	8 単位以上
合 計	62 単位以上